

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和4年第1回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	令和4年10月19日（水） 18時30分～19時45分
開 催 場 所	武蔵村山市民総合センター中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：渡邊委員、岡本委員、井上委員、奥下委員、中島委員、佐藤委員 内野委員、藤盛委員、宮本委員 欠席者：倉下委員、吉野委員 傍聴者：なし
議 題	協議事項1 第九期介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査等について 協議事項2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者の公募について 協議事項3 地域包括支援センターの活動実績及び評価について 協議事項4 その他 次回開催について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	協議事項1 本日の会議で出た意見を可能な限り反映し、アンケートを作成する。 協議事項2 引き続き公募を行う。 協議事項3 令和3年度地域包括支援センターの活動実績及び評価について了承を得た。 協議事項4 次回の開催は令和5年6月頃を予定する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	開会 ≪協議事項1 第九期介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査等について≫ 事務局：（協議事項1について説明） 委 員：資料3の7ページの間33で選択肢6がないが誤りか。資料4問10について他は介護保険法に基づく名称だが、特別養護老人ホームだけ老人福祉法に基づく名称になっているのは良いのか。介護療養型は入っているが医療院は入っていないのは入れなくていいのか。資料5の2ページで初任者研修は入っているが、生活援助従事者研修や実務者研修は入れなくていいのか。3ページの間2に定員数に関する設問があるが、地域密着型は含めなくていいのか。 事務局：資料3の7ページは誤植である。介護老人福祉施設という名称では、市民の方には馴染みがなく、特別養護老人ホームと表記し、また、介護療養型のみが表記されているので、括弧書きで介護医療院も表記したい。資料5、2ページについては注意書きを追加する。3ページについては、地域密着型については括弧内に記入する。 委 員：資料4は変更できないとの説明であったが、変更してよいのか。 事務局：設問自体が変わるわけではないので、問題ない。 委 員：事業対象者はアンケートの対象者になるのか。 事務局：総合事業の対象者については介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に含まれる。 委 員：前回の回収率は。

事務局：介護予防日常生活圏域調査は 69.4%、在宅介護実態調査は 70.6%、事業者アンケートは 84.4%であった。

委員：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の配布数が 2,000 人になっているが、対象者はどれくらいいるのか。

事務局：要介護・要支援認定を受けている人が 3,000 人程度で、受けていない 65 歳以上が対象になり、65 歳以上の高齢者は 19,000 人程度なので、対象者は 16,000 人程度である。

委員：統計的に問題はないのか。

事務局：国のサンプルでは 10 万人規模の自治体で 600 件程度と示されているので、問題ない。

委員：資料 3、6 ページの 4、毎日の生活について質問する理由は何か。

事務局：国の調査項目で、例えば問 21 では認知機能の低下についての設問だが、認知機能の低下している事業の対象者、地域実施内容の検討の際に活用したり、問 22 から問 26 では IADL の低下を問う設問で、事業の対象者、地域実施内容の検討の際に活用することが可能になる。問 30、31 では趣味や生きがいについて問う設問で、社会参加をする高齢者の把握が可能ということで、設定している。

委員：テレビを見ているかどうか実態を把握する必要はないか。

会長：意見ということで、事務局の方で検討してもらおう。

委員：無作為抽出だと地域が偏らないか。

事務局：地域ごとにサンプルを取るのだから、地域や性別が偏るということはない。

委員：前回調査時は郵送と訪問があったのか。

事務局：前はコロナ前で、認定調査員の訪問もあったが、今回は全て郵送である。

委員：回答者にはポイントが付いたりなど、特典はないのか。

事務局：在宅介護実態調査では、問 34 の⑤に「お互いさまサロン」というのがあって、通いの場を指している。あと、問 53 では介護予防事業のサービス、問 67 では介護保険サービス以外のサービスを分かりやすく、興味をもって回答してもらえる形を考えている。

委員：在宅介護実態調査はある程度条件を設定した上で無作為だと思うが、独居の認知症高齢者や独居で身体が不自由な方に対して、以前は認定調査員が訪問し聞き取りをしていたが、回収率が下がることを念頭に調査を行うのか、包括の職員やヘルパー訪問時に支援した方がいいのか、どう考えているのか。

事務局：家族に限らずヘルパー等に手伝ってもらいたい。市としては皆さんの状況を知って役立てたいので、認知症であればその状態を書いてもらいたいし、アンケートを半分しか回答しないというのも、飽きてしまった等状況が分かるので、それはそれで有りだと考えている。

委員：資料 3 問 32 は消費者被害についての確認だと思うが、その後に「どこかに相談しましたか」や「相談する所を知っていますか」、例えば「消費者センターを知っていますか」というのをに入れてもらいたい。

事務局：検討する。本日出した意見は当課で勘案した上で確定させていただき、確定版を委員に送付する。

《協議事項 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者の公募について》

事務局：（協議事項2について説明）

委員：ニーズがあって、続けて公募を行っているのに、申請者がいないというのは、事業として成り立たないのか、それをこなす人員や能力を満たす事業者がないのか、原因は何か。

事務局：令和3年度の実績は7件で、給付額は1,946,095円で、市内にはないので、主に立川市の事業者を利用した実績になるが、この規模だと手が挙がりづらいと考えている。また24時間対応で人員確保が難しいのも原因であると考えている。

委員：他市のサービスを受けている状況で、公募しないといけないのか。

事務局：地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たすために、24時間の体制が整えられることが一番良いのではないかとということで、公募を続けている。

委員：条件が変わらないと、同じような結果になるのではないか。

事務局：これは人口の問題で、同じような例がファストドクターだが、あれは基本的には23区で、本市では費用がかかるものは難しい実情がある。

委員：手挙げする事業者があれば、どこかの圏域になるのか。

事務局：募集については市全域である。

委員：事業所としては、補助金がないと正直厳しい。潜在的なニーズがわかれば、特養の人員を回す等、事業所の掘り起こしが出てくると思う。潜在的なニーズの情報があるだけで、考える事業者も出てくると思う。

事務局：潜在的なニーズに関しては、ケアマネから定期巡回はあるかとの問い合わせが少ないというのが印象だが、地域包括ケアシステムのことを考えると、本市に定期巡回はあって欲しいという思いなので、今年度も公募したいと考えている。

会長：他に何か意見はあるか。

委員：特になし。

《協議事項3 地域包括支援センターの活動実績及び評価について》

事務局：（協議事項3について説明）

委員：資料8（4）一般介護予防普及啓発事業について、開催回数、参加人数が地域によって偏りがあるのは何故か。

事務局：北部に関しては、令和3年度コロナの影響に加え、令和2年度まで計上していた助け合いセミナーが終了したことにより0件となってしまった。緑が丘の19件は、認知症サポーター養成講座や認知症家族の会の参加者が多くなっている。

委員：緑が丘の件数が多いのは、団地の中で多く開催されていて、来やすいからだと思う。西部は北から南まで広い圏域なので、高齢者が移動するのは難しい。それで色の違いが出ているのだと思う。

会長：資料8（5）の虐待についても、地域性はあるか。

委員：緑が丘はネグレクトも多く、親は介護が必要で、息子は精神疾患というケースや、ネグレクトを虐待として自己認知していないケースもある。

委員：西部では8050問題が顕著に出ていて、親が認知症になったけれども、何のサービスも受けておらず、親は高齢者ということで包括支援センターが対応できるが、50代の子どもへの対応する機関が明確にはないのが、個人的には非常に問題だと感じている。虐待に関しては、西部地区は認知症の独居の方が非常に多く、セルフ

